

新型コロナウイルス感染症に対する森町の対応方針

令和4年1月26日決定

令和4年2月21日改定

※下線が改定分です。

静岡県が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、まん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、町では、令和4年1月26日、「新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を定めました。まん延防止等重点措置区域の指定が令和4年3月6日まで延長されましたので、対応方針を継続いたします。

なお、現在の感染の主流となっているオミクロン株は、デルタ株に比べ、感染拡大のスピードが極めて早いため、基本的な感染予防を徹底してください。

1 まん延防止等重点措置区域指定に伴う措置の主な内容

(1) **実施期間** 令和4年1月27日(木)～3月6日(日)
(2月20日までを3月6日までに延長)

(2) 町民への要請

- ① 外出する際は、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛し、少人数で行動。高齢者や基礎疾患のある人は、慎重な行動に努める。
- ② 県境をまたぐ不要不急の移動について極力控える。移動する場合には、移動先での混雑した場所や感染リスクが高い場所へは訪問しない。
- ③ 3密（密閉・密集・密接）の条件が揃う場面はもちろん、「1密」であっても回避。特に、室内での換気を徹底。
- ④ 家庭においても換気、手指消毒等の感染防止対策の一層の徹底。家庭内感染の拡大防止に努める。
- ⑤ 歌唱やカラオケを利用する際は、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底。
- ⑥ 飲食を伴う会合は、家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一グループで同一テーブル4人以内とし、食事の際は黙って食べ、会話時は必ず不織布マスクを着用し短時間とする。
- ⑦ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛。営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない。

(3) 事業者等への要請

- ① 飲食店への要請（営業時間の短縮及び酒類提供の停止）
(対象)

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店（デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニ等のイトインなどは除く。）。

(要請内容)

「ふじのくに安全・安心認証」を取得した飲食店（ア、イの選択）

ア）・営業時間：午前5時から午後8時までの間。

・酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）は行わないこと。

イ）・営業時間：午前5時から午後9時までの間。

・酒類の提供は、午前5時から午後8時までの間。

非認証店

・営業時間：午前5時から午後8時までの間。

・酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）は行わないこと。

* 飲食店への要請の詳細内容は、「まん延防止等重点措置に伴う飲食店への要請（静岡県ホームページ）」をご確認ください。

② 業種別ガイドラインによる感染防止策の徹底や換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保に努める。

(4) 町有施設について

各施設においては、町の公共施設における感染防止対策などを定めた「町有施設における感染防止方針」をもとに、感染防止対策を講じる。

(5) イベント等について

主催者は、感染状況を確認し実施の可否を検討する。実施にあたっては、主催者は、不織布マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、業種別ガイドラインの遵守や参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ（COCOA）の活用など適正な実施に努める。

(6) 幼稚園・小中学校について

- ・園、学校での諸活動において、基本的な感染防止対策の徹底や講話等により感染防止意識の継続を図る。
- ・中学校における部活動の練習試合等は原則中止とし、自校内での活動のみとする。自校内での活動は感染防止対策を徹底し、感染リスクの低い活動を短時間で実施する。

(7) ワクチン接種について

接種を希望する方に対して、計画的に接種できるよう体制を維持するとともに、副反応等接種に対する不安を取り除くため、適切な情報提供に努める。

(8) その他

- ・この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や国、県の動向を踏まえ、必要に応じて改定します。
- ・新型コロナウイルスに関する詳細情報につきましては、森町ホームページ>トップページ>緊急情報>「新型コロナウイルスに関する情報について」をご確認ください。



ホームページ
QRコード